

北九州市建設業者資格審査委員会設置規程（抄）

（最終改正 令和6年4月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「建設工事規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、北九州市建設業者資格審査委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員会の設置及び所掌事務）

第2条 委員会に第1資格審査委員会及び第2資格審査委員会を置く。

2 第1資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）建設工事規則第4条第1項の規定に基づき建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者の一般競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- （2）建設工事規則第11条において準用する同規則第4条第1項の規定に基づき建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者の指名競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- （3）建設工事規則第12条第1項の規定に基づく等級別格付に関する事項

3 第2資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「測量業務等規則」という。）第4条第1項の規定に基づき測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を提出した者の一般競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項
- （2）測量業務等規則第11条において準用する同規則第4条第1項の規定に基づき測量業務及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を提出した者の指名競争入札に参加することができる資格の有無に関する事項

（構成）

第3条 委員会の構成は、別表のとおりとする。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、委員会の庶務を総括し、委員を補佐する。

（委員会の招集）

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が急施を要すると認める

とき等特別の理由があるときは、持回りにより審議することができる。

(委員会の定足数及び表決数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果の報告)

第7条 委員会は、委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術監理局契約制度課において処理する。

(委員長への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年8月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

省略